12月定例会・山脇議員の一般質問

生活保護・ためらうことなく相談申請を

米原市民報
日本共産党米原市会議員
山脇正孝TEL52-1093
日本共産党米原市会議員
藤田正雄TEL55-1527
http://www.jcp-maibarashigidan.com/

山脇議員は、12月2日一般質問のトップバッターとして「生活保護行政の現状と課題、今後の展望を問う」とのテーマで一般質問を行いました。

山脇議員の一般質問

高齢者の貧困と孤立化

Q、生活保護利用者を含む高齢者の貧困化と孤立防止を一体で支える施策が必要だ。

A、特に、生活に困窮されている高齢者の生活状況や健康課題、孤独・孤立等について分析し、孤独・孤立になっても支援を求める声を上げやすい社会の実現、切れ目のない相談支援につなげること、見守り・交流の場を確保し、つながりが実感できる地域づくりを推進してまいります。さらに、高齢者だけでなく、すべての人が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』の実現を目指し、包括的な相談支援体制の更なる充実を図ってまいります。

母子世帯の支援は

Q、生活保護を利用する母子世帯の支援課題はどうなっているのか。

A、申請の障壁を取り除く配慮や工夫については、申請権を侵害することのないよう細心の注意を払っています。

Q、高校生のいる生活保護世帯の大学進学率の低さと支援課題はどうなっているのか。

A、高校生がいる世帯についても同様に把握しており、進路を選択するに当たり、必要となる情報や受けることができる支援策等をまとめた進路支援冊子を活用し説明を行っています。

Q、不当要求への対応強化の進捗について

A、不当要求につきましては、個別に相談を受けた案件はあるものの、内部での早期の対応協議や弁護士相談などを行うことで、職員で構成する不当要求行為等対策委員会や、当該委員会からの求めにより調査審議を行う公正職務審査会の対象となるような事案は、これまでありませんでした。

生活保護「しおり」の更新を

Q、ためらうことなく相談・申請できる生活保護の環境整備が必要だが。

A、ためらうことなく窓口に相談いただける環境を充実させていくことは非常に大切であると認識しており、そのような中、生活保護のしおりが果たす役割は大変重要であり、より分かりやすいものとしていけるよう、改良を加えてまいりたいと考えます。

Q、生活保護の権利をアピールできるしおりの更新は必要だが

A、生活保護制度を市民の皆様に御理解いただく上で、生活保護のしおりが果たす役割は大きいものと考えており、御提案いただきました権利性を強化した記述については、今後の改訂の際に改良を加えてまいりたいと考えます。

自動車保有も一定の要件で

Q、自動車保有禁止の緩和に即した記述の改訂と保護行政の運用実態はどうなっているのか

A、自動車は原則として保有は認められません。しかしながら、障害（児）者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院等のために利用する場合で一定の要件を満たす場合に例外的に保有が認められます。

また、保有が認められた自動車の他用途への利用については、日常生活に不可欠な買い物等についての自動車の利用も認める内容の緩和が行われています。

次回のしおりの改訂の際に、自動車の保有に関する記載内容については改良を加えたいと考えます。

扶養照会は状況に合わせて運用

Q、扶養照会はどうなっているのか。

A、民法に定められた扶養義務者に対し、どの程度扶養できるか確認するため、照会を行っています。

しかしながら、著しい関係不良であるなどの申出があった場合は、要保護者へ丁寧に聞き取りを行った上で、当該扶養義務者に扶養義務の履行は期待できない、照会するのは適当ではないと判断し、照会は行っていません。生活に困っている方がためらわずに保護申請していただける環境づくりに引き続き努めてまいりたく、扶養照会についても、より具体的で分かりやすい表現に努めることで申請者の不安が軽減されるよう、次回のしおりの改訂の際に改良を加えたいと考えています。